

福井県済生会訪問看護サービス重要事項説明書

(令和8年 6月 1日現在)

1. ステーションの概要

- | | |
|----------|------------------|
| ① 事業所名称 | 福井県済生会訪問看護ステーション |
| ② 事業所所在地 | 福井県福井市和田中町舟橋7番地1 |
| ③ 電話番号 | 0776-27-5253 |
| ④ 管理者名 | 黒田 たまき |

2. 通常の事業実施区域

福井市(平成18年2月市町村合併以前)、永平寺町松岡地区

3. 営業日・営業時間

営業日時

月曜日～金曜日 8:30～17:00

土曜日 8:30～12:30

休業日

土曜日午後・日曜日・国民の祝日・年末年始

4. 職員の体制

- | | |
|----------|----|
| 管理者（保健師） | 1名 |
| 保健師 | 2名 |
| 看護師 | 7名 |
| 理学・作業療法士 | 1名 |
| 事務員 | 1名 |

5. 訪問看護内容（提供するサービス）

- | | |
|------------------|------------------|
| ・病状、障害の観察 | ・ターミナルケア |
| ・清拭、洗髪等による清潔の保持 | ・認知症患者の看護 |
| ・食事および排泄等日常生活の世話 | ・療養生活や介護方法の指導 |
| ・褥瘡の予防、処置 | ・カテーテル等の管理 |
| ・リハビリテーション | ・その他医師の指示による医療処置 |

6. 利用料その他の費用

- ① 介護保険でのサービス提供に係る費用は、別紙1に定めるものとします。
- ② 医療保険でのサービス提供に係る費用は、別紙2-1、別紙2-2に定めるものとします。

7. その他の重要事項

(緊急時の対応)

訪問看護実施中に、利用者の病状に急変が生じた時は、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡を行い、指示を求める等必要な措置を講じます。

(事故発生時の対応)

訪問看護の提供により利用者に事故が発生した時は、市町、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行います。

(24時間対応体制)

看護師等以外の職員も電話連絡を受け、看護師等と連絡を図り、対応を行います。

(災害発生時の対応)

災害発生時や気象庁から警報が発令された場合には、訪問看護サービスが予定されていては従業者の到着を待たず一刻も早く避難をするなど、安全索をおとりください。

次の各号の一つに該当する時は、訪問看護サービスの提供は行いません。

- ① 気象庁から気象または地震、津波に関する警報が発令された時
- ② 原子力緊急事態宣言発出後に退避勧告または指示が出た時
- ③ 交通機関等の遮断及び危険な状況と判断した時
- ④ 事業所が災害に遭い、訪問看護サービスの提供ができない時
- ⑤ 従事者が災害に遭い、訪問看護サービスの提供が困難になった時

※④⑤の場合、他の事業所から訪問看護サービスを提供する場合があります。個人情報の取り扱いなどに十分配慮し、必要なサービスが提供できるように努めます。

(身分証明証の提示)

従事者は、常に身分証明証を携行し、必要な場合は提示します。

(秘密の保持)

従事者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らしてはならないことを周知徹底します。個人情報保護の取扱いについては、**別紙3**に定めるものとします。

(苦情相談窓口および対応)

- ① 事業所が提供するサービスに関する相談や苦情は、次の窓口で受け付けます。

窓口設置場所	福井県済生会訪問看護ステーション
担当者	管理者 黒田 たまき
連絡先(電話番号)	0776-27-5253

- ② 事業所に対する苦情は、次の公的機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	連絡先(電話番号)
福井市役所福祉保健部介護保険課	0776-20-5715
永平寺町役場福祉保健課	0776-61-3920
国民健康保険団体連合会	0776-57-1614

利用者およびその家族からの苦情があった場合は、苦情内容を把握し対策を検討します。必要に応じて居宅介護支援事業者・他サービス事業者と苦情の処理に向けた検討会議を行い、利用者に改善内容を報告し理解を求めます。

(緊急時その他のご案内)

緊急時やその他の相談は、下記へご連絡ください。

営業時間内	0776-27-5253
時間外(携帯電話)	① 090-8265-7868
	② 080-6352-5995

(利用者に留意して頂きたい事項)

利用者・家族との信頼関係のもとに安全安心な環境で質の高いケアを提供できるよう以下の点にご協力ください。

- 暴言、暴力、ハラスメントは、固くお断りします。(職員へのハラスメント等によりサービスの中断や契約を解除する場合があります。)
- 訪問中は、ペットはゲージに入れる、リードをつなぐ、居室以外の部屋へ保護するなど対応をお願いします。(万が一、職員がペットにかまれた場合、治療費等の相談をさせて頂く場合がございます。)
- 見守りカメラの設置を含む職員を撮影する際は一言お伝えください。また、SNS等で画像を使用する場合も同様をお願いします。

福井県済生会訪問看護ステーション利用料金《介護保険》

*利用料

介護保険の適用がある場合は、サービス費の 1割(または2割・3割)が利用者負担金となります。ただし、介護保険給付の範囲を超えたサービス費は、全額が利用者負担となります。また訪問看護を対象としている公費負担制度の利用が可能です。

※急性増悪等や厚生労働大臣が定める疾病などの場合、介護保険の方でも医療保険の適用になることがあります。

*所要時間毎等の利用料

※1項目ごとに1単位10.21円で金額換算してあります。実際は、合計単位数に10.21円をかけることにより端数処理の金額のずれが生じますがご了承ください。

項目	該当 項目	単位数		備考	
		介護	予防		
20分未満(夜間、深夜、早朝のみ) ※1回/週以上、20分以上のサービスを利用している場合のみ算定		314単位	303単位	夜間（18時～22時）…25%割増 深夜（22時～6時）…50%割増 早朝（6時～8時）…25%割増	
30分未満		471単位	451単位		
30分以上60分未満		823単位	794単位		
60分以上90分未満		1,128単位	1,090単位		
理学・作業療法士20分		294単位	284単位	1回/日(20分)	※週6回を限度
		588単位	568単位	2回/日(40分)	
		792単位	426単位	3回/日(60分)	
定期巡回・随時対応型訪問介護 看護事業所と連携する場合		2,961単位	1回/月		

※理学療法士等が、利用開始月から12月超の利用者の方に介護予防訪問看護を行った場合、1回5単位を減算

*加算料金

<支給限度枠内加算>

項目	該当 項目	単位数		備考	
		介護	予防		
初回加算(Ⅰ)		350単位	350単位	1回/初回時	(退院した日に訪問した場合)
初回加算(Ⅱ)		300単位	300単位	1回/初回時	
看護体制強化加算(Ⅰ)		550単位	-	1回/月	(事業所の月毎の算定要件値により、加算不可月もあります)
看護体制強化加算(Ⅱ)		200単位	-	1回/月	
看護体制強化加算		-	100単位	1回/月	

退院時共同指導加算		600単位	600単位	1回/初回時（特別な管理を必要とする利用者の場合、2回）
※退院、退所時に医療機関等と共同し、在宅での療養上の指導を行った場合。				
複数名訪問看護加算(Ⅰ)		254単位	254単位	30分未満の場合 1回毎
		402単位	402単位	30分以上の場合 1回毎
※2人の看護師等が同時に訪問看護を行った場合。				
複数名訪問看護加算(Ⅱ)		201単位	201単位	30分未満の場合 1回毎
		317単位	317単位	30分以上の場合 1回毎
※看護師等と看護補助者が同時に訪問看護を行った場合。				
長時間訪問看護加算		300単位	300単位	1回毎
※特別管理加算を算定している方で60分以上90分未満の訪問看護を90分以上行った場合。				
看護・介護職員連携強化加算		250単位	250単位	1回/月
※訪問介護事業所と連携し、たんの吸引等が必要な利用者に係る計画の作成や訪問介護員に助言等の支援を行った場合。				

<支給限度枠外加算>

項目	該当項目	単位数		備考
		介護	予防	
サービス提供体制強化加算Ⅰ		6単位	6単位	毎回
緊急時訪問看護加算(Ⅰ)		600単位	600単位	1回/月
特別管理加算Ⅰ		500単位	500単位	1回/月
※在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態。留置カテーテルを使用している状態。				
特別管理加算Ⅱ		250単位	250単位	1回/月
※在宅酸素療法指導管理等を受けている状態。真皮を越える褥瘡の状態等。				
中山間地域等提供加算		(1回につき5%を所定単位に加算)		
ターミナルケア加算		2,500単位	2,500単位	死亡月に1回
介護職員等処遇改善加算		基本サービス費に各種加算減算した1月当たりの総単位数に「1.8%」の加算率を乗じて算定		

*キャンセル料

訪問の中止、変更等のご連絡はなるべく前日までにお願いします。

訪問当日の午前8時までにご連絡が無い場合は、利用料の全額負担をしていただく事がありますのでご注意ください。

*その他の料金

保険適用外の材料費等については、実費負担となります。

利用料等の受領証明書は、1 通につき **550円** です。

主治医が発行する訪問看護指示書は医療機関でのお支払いになります。

	該当 項目	1 割負担	2 割負担	3 割負担	備考
訪問看護指示料（1～6ヶ月有効） 3,000円		300円	600円	900円	主治医に お支払い下さい。

*有償サービス

介護保険で対応できない訪問看護については、自由契約での利用料となります。

項目	利用料	備考
通常の訪問看護サービス以外	4,000円	30分毎
※介護保険を使わない、使えない場合。（外出同行サービス等）		
時間外加算	2,000円	1回
亡くなられた後の処置	8,000円	

※状況によりお受けできない場合がありますので、ご了解ください。

福井県済生会訪問看護ステーション利用料金《医療保険》 別紙2-1

*利用料

利用料は、健康保険法等に基づき、訪問看護に要した費用の **1割～3割** が利用者負担金になります。

・後期高齢者医療	1割負担または一定所得以上は3割負担。
・国保・社会保険	3割負担。ただし、高齢受給者の方は、2割（誕生日が昭和14年4月2日から昭和19年4月1日までの方は、1割）または一定所得以上は、3割負担。義務教育就学前は、2割負担。
・福祉医療制度 （重度障害、乳幼児医療等）	利用者負担額(償還払い) 子ども医療費対象者は、市町毎に負担徴収の有無が異なります。
・公費負担医療制度	免除。ただし、難病法による特定医療・障害者自立支援法による自立支援医療は、自己負担上限額があります。

*基本利用料

項目		1割負担	2割負担	3割負担	備考
月1回目（1日につき）					
訪問看護基本療養費Ⅰ・Ⅱ	5,550円	1,330円	2,650円	3,980円	月の初日のみ
訪問看護管理療養費	7,710円				
合計	13,260円				
月2回目以降（1日につき）					
訪問看護基本療養費Ⅰ・Ⅱ	5,550円	860円	1,710円	2,570円	基本療養費 3日/週まで
訪問看護管理療養費	3,000円				
合計	8,550円				
※1 週4回目以降（1日につき）					
訪問看護基本療養費Ⅰ・Ⅱ	6,550円	960円 (860円)	1,910円 (1,710円)	2,870円 (2,570円)	基本療養費 4日目/週以降
（※理学療法士の場合、5,550円）					
訪問看護管理療養費	3,000円				
合計	9,550円 (8,550円)				
がん専門訪問看護料	12,850円	1,290円	2,580円	3,870円	1回/月
褥瘡専門訪問看護料	12,850円	1,290円	2,580円	3,870円	1回/月
人工肛門専門訪問看護料	12,850円	1,290円	2,580円	3,870円	1回/月
訪問看護基本療養費Ⅲ	8,500円	850円	1,700円	2,550円	入院中の外泊（入院中1回）※2

※1 厚生労働大臣が定める疾患または特別管理加算対象者の場合、週4回以上の訪問看護が認められています。

※2 厚生労働大臣が定める疾病等の場合は、入院中2回

※ 訪問看護基本療養費Ⅱの同一日3人以上の場合は、料金が変わります。

*加算料金

項目		1割負担	2割負担	3割負担	備考
24時間対応体制加算	6,800円	680円	1,360円	2,040円	1回/月
訪問看護情報提供療養費1.2.3	1,500円	150円	300円	450円	1回/月
1：厚生労働大臣が定める疾病等のうち市町村等からの求めに応じて情報を提供した場合 2：厚生労働大臣が定める疾病等のうち義務教育諸学校からの求めに応じて情報を提供した場合 3：保険医療機関等へ入院、入所時に情報を提供した場合					
特別管理加算	2,500円	250円	500円	750円	1回/月
重症度等の高い場合※3	5,000円	500円	1,000円	1,500円	
※3 在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理、又は、在宅強心剤持続投与指導管理、若しくは、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者、又は、気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態にある者					
特別管理指導加算	2,000円	200円	400円	600円	1回/月
※ 特別管理加算対象者に退院時共同指導を行った場合。					
難病等複数回訪問看護加算					
1日に2回の場合	4,500円	450円	900円	1,350円	
1日に3回の場合	8,000円	800円	1,600円	2,400円	
※ 厚生労働大臣が定める疾病等、特別管理加算対象者又は特別訪問看護指示書の場合、1日に2回又は3回の訪問看護を行った場合。					
複数名訪問看護加算	看護師2人 4,500円	450円	900円	1,350円	週1回を限度
	看護師と看護補助者※4 3,000円	300円	600円	900円	週3～7日
※4 厚生労働大臣が定める疾病の場合、 3,000円/1日1回 6,000円/1日2回 10,000円/1日3回以上					
夜間・早朝訪問看護加算	2,100円	210円	420円	630円	6時～8時・18時～22時
深夜訪問看護加算	4,200円	420円	840円	1,260円	22時～6時まで
長時間訪問看護加算	5,200円	520円	1,040円	1,560円	週1回を限度
※5 15歳未満超重症児、準超重症児(週3回を限度)・特別訪問看護指示書・特別管理加算対象者（15歳未満の小児の場合、週3回を限度）で、90分を越えた場合。					
乳幼児加算（6歳未満）	1,400円	-	280円	420円	1日につき1回
	厚生労働大臣が定める者※6 1,800円	-	360円	540円	1日につき1回
※6 超重症児又は準超重症児、別表7、別表8である者					
緊急訪問看護加算	月14日目まで 2,650円	270円	530円	800円	1回/日
	月15日目以降 2,000円	200円	400円	600円	1回/日
※ 診療所・在宅支援診療所・連携する保険医療機関等の指示により緊急訪問を実施した場合。					
退院時共同指導加算	8,000円	800円	1,600円	2,400円	月2回まで
※ 退院時に病棟の医師や看護師と共に療養上の指導をした場合。末期の悪性腫瘍患者は2回可能。					
退院支援指導加算	6,000円	600円	1,200円	1,800円	

	8,400円	840円	1,680円	2,520円	長時間（1回又は複数回合計/90分以上）※5
※ 訪問看護師が退院日に在宅において療養上必要な指導を行った場合。					
看護・介護職員連携強化加算	2,500円	250円	500円	750円	1回/月
※ 訪問看護師が喀痰吸引等の行う介護職員等の支援を行った場合。					
在宅患者連携指導加算	3,000円	300円	600円	900円	1回/月
※ 医療関係職種間で文書により、患者（家族）へ指導を行うとともに、その指導内容や療養上の留意点について他職種に情報提供した場合。					
在宅患者緊急時等カフアルシ加算	2,000円	200円	400円	600円	2回/月
※ 患者の急変等に伴い、医療関係職種等が、一堂に会してカフアルシを行い、療養上必要な指導を行った場合。					
訪問看護ターミナル療養費1	25,000円	2,500円	5,000円	7,500円	在宅・特養で終末期のケアを行った場合
訪問看護ターミナル療養費2	10,000円	1,000円	2,000円	3,000円	特養（看取り介護加算算定者）終末期のケアを行った場合
訪問看護バーサップ 評価料（Ⅰ）	1,830円	180円	370円	550円	1回/月（令和9年5月まで）
	2,880円	290円	580円	860円	1回/月（令和9年6月～）
訪問看護物価対応料	60円	10円	10円	20円	月1回目
	20円	—	—	10円	月2回目以降

※請求金額（保険対応分）が、10円未満の端数がある場合は、四捨五入となります。

*交通費

福井市（平成18年2月市町村合併時以前）、永平寺町松岡地区のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、交通費の実費(実施地域を越えた地点から 1kmにつき40円 ※6)をお支払いいただきます。 ※6 1kmに満たない場合は、四捨五入となります。

*キャンセル料

訪問の中止、変更等のご連絡はなるべく前日までにお願いします。

訪問当日の午前9時までにご連絡が無い場合は、利用料の全額負担をしていただく事がありますのでご注意ください。

*休日加算

休日・祝日に訪問した場合、訪問1回につき 2,000円 の加算があります。

*その他の料金

保険適用外の材料費等については、実費負担となります。

利用料等の受領証明書は、1通につき 550円 です。

主治医が発行する訪問看護指示書は医療機関でのお支払いになります。

項目	1割負担	2割負担	3割負担	備考
訪問看護指示料（1～6ヶ月有効） 3,000円	300円	600円	900円	主治医にお支払い下さい

*有償サービス

医療保険で対応できない訪問看護については、自由契約での利用料となります。

項目	利用料	備考
通常の訪問看護サービス以外	4,000円	30分毎
※ 医療保険を使わない、使えない場合。（外出同行サービス等）		
時間外加算	2,000円	1回
亡くなられた後の処置	8,000円	

※ 状況によりお受けできない場合がありますので、ご了解ください。

福井県済生会訪問看護ステーション利用料金《医療保険》 別紙2-2

*利用料

利用料は、健康保険法等に基づき、訪問看護に要した費用の 1 割～3 割 が利用者負担金になります。

・ 後期高齢者医療	1割負担または一定所得以上は3割負担。
・ 国保・社会保険	3割負担。ただし、高齢受給者の方は、2割（誕生日が昭和14年4月2日から昭和19年4月1日までの方は、1割）または一定所得以上は、3割負担。義務教育就学前は、2割負担。
・ 福祉医療制度 （重度障害、乳幼児医療等）	利用者負担額(償還払い) 子ども医療費対象者は、市町毎に負担徴収の有無が異なります。
・ 公費負担医療制度	免除。ただし、難病法による特定医療と障害者自立支援法による自立支援医療（1割負担）は、自己負担上限額があります。

*基本利用料

項目	1 割負担	2 割負担	3 割負担	備考
月 1 回目（30分未満/回） 精神科訪問看護基本療養費Ⅰ・Ⅲ 4,250円 訪問看護管理療養費 7,710円 合計 11,960円	1,200円	2,390円	3,590円	月の初日のみ
月 1 回目（30分以上/回） 精神科訪問看護基本療養費Ⅰ・Ⅲ 5,550円 訪問看護管理療養費 7,710円 合計 13,260円	1,330円	2,650円	3,980円	
月 2 回目以降（30分未満/回） 精神科訪問看護基本療養費Ⅰ・Ⅲ 4,250円 訪問看護管理療養費 3,010円 合計 7,260円	730円	1,450円	2,180円	
月 2 回目以降（30分以上/回） 精神科訪問看護基本療養費Ⅰ・Ⅲ 5,550円 訪問看護管理療養費 3,010円 合計 8,560円	860円	1,710円	2,570円	基本療養費 3日/週まで
※1 週 4 回目以降（30分未満/回） 精神科訪問看護基本療養費Ⅰ・Ⅲ 5,100円 訪問看護管理療養費 3,010円 合計 8,110円	810円	1,620円	2,430円	基本療養費 4日目/週以降
※1 週 4 回目以降（30分以上/回） 精神科訪問看護基本療養費Ⅰ・Ⅲ 6,550円 訪問看護管理療養費 3,010円 合計 9,560円	960円	1,910円	2,870円	
精神科訪問看護基本療養費Ⅳ 8,500円	850円	1,700円	2,550円	

※1 厚生労働大臣が定める疾患または特別管理加算対象者の場合、週4回以上の訪問看護が認められています。

※2 厚生労働大臣が定める疾病等の場合は、入院中2回

※ 訪問看護基本療養費Ⅱの同一日3人以上の場合は、料金が変わります。

*加算料金

項目	1割負担	2割負担	3割負担	備考
24時間対応体制加算	6,800円	680円	1,360円	2,040円 1回/月
訪問看護情報提供療養費1.3	1,500円	150円	300円	450円 1回/月
1：厚生労働大臣が定める疾病等のうち市町村等からの求めに応じて情報を提供した場合 3：保険医療機関等へ入院、入所時に情報を提供した場合				
特別管理加算	2,500円	250円	500円	750円 1回/月
※3 特別な管理の場合	5,000円	500円	1,000円	1,500円
※3 在宅悪性腫瘍患者指導管理料を算定している患者、在宅気管切開患者指導管理料を算定している患者、留置カテーテルを使用している患者、気管カニューレを使用している患者				
精神科重症患者支援管理連携加算（イ）	8,400円	840円	1,680円	2,520円 1回/月
精神科重症患者支援管理連携加算（ロ）	5,800円	640円	1,160円	1,740円 1回/月
精神科複数回訪問加算				
1日に2回の場合	4,500円	450円	900円	1,350円
1日に3回の場合	8,000円	800円	1,600円	2,400円
※ 精神科在宅患者支援管理料1（ハを除く）又は2を算定している患者。				
特別管理指導加算	2,000円	200円	400円	600円 1回/月
※ 特別管理加算対象者に退院時共同指導を行った場合。				
複数名精神科訪問看護加算				
看護師等※1	4,500円	450円	900円	1,350円 週1日を限度
看護補助者※2	3,800円	380円	760円	1,140円 週1日を限度
※ 厚生労働大臣が定める基準内容に該当する時、同時に複数の看護師等が訪問看護を行った場合。				
※1 4,500円/1日1回 9,000円/1日2回 14,500円/1日3回以上				
※2 3,800円/1日1回 7,600円/1日2回 12,400円/1日3回以上				
夜間・早朝訪問看護加算	2,100円	210円	420円	630円 6時～8時・18時～22時
深夜訪問看護加算	4,200円	420円	840円	1,260円 22時～6時まで
長時間精神科訪問看護加算	5,200円	520円	1,040円	1,560円 週1回を限度
※ 15歳未満超重症児・準超重症児(週3回を限度)・特別訪問看護指示書・特別管理加算対象者で、90分を越えた場合。				
精神科緊急訪問看護加算	月14日目まで 2,650円	270円	530円	800円 1回/日
月15日目以降	2,000円	200円	400円	600円 1回/日
※ 診療所・在宅支援診療所等の指示により緊急訪問を実施した場合。				
退院時共同指導加算	8,000円	800円	1,600円	2,400円 月2回まで
※ 退院時に病棟の医師や看護師と共に療養上の指導をした場合。末期の悪性腫瘍患者は2回可能。				
退院支援指導加算	6,000円	600円	1,200円	1,800円
	8,400円	840円	1,680円	2,520円 長時間（1回又は複数回合計/90分以上）※5
※ 訪問看護師が退院日に在宅において療養上必要な指導を行った場合。				
在宅患者連携指導加算	3,000円	300円	600円	900円 1回/月
※ 医療関係職種間で文書により、患者（家族）へ指導を行うとともに、その指導内容や療養上の留意点について他職種に情報提供した場合。				
在宅患者緊急時等カフアルシ加算	2,000円	200円	400円	600円 2回/月
※ 患者の急変等に伴い、医療関係職種等が、一堂に会してカフアルシを行い、療養上必要な指導を行った場合。				
訪問看護ターミナル療養費1	25,000円	2,500円	5,000円	7,500円 在宅・特老で終末期のケアを行った場合
訪問看護ターミナル療養費2	10,000円	1,000円	2,000円	3,000円 特老（看取り介護加算算定者）終末期のケアを行った場合

訪問看護ヘルスアップ 評価料（Ⅰ）	1,830円	180円	370円	550円	1回/月（令和9年5月まで）
	2,880円	290円	580円	860円	1回/月（令和9年6月～）
訪問看護物価対応料	60円	10円	10円	20円	月1回目
	20円	—	—	10円	月2回目以降

※請求金額（保険対応分）が、10円未満の端数がある場合は、四捨五入となります。

*交通費

福井市（平成18年2月市町村合併時以前）、永平寺町松岡地区のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。
 それ以外の地域の方は、交通費の実費(実施地域を越えた地点から 1kmにつき40円 ※6)をお支払いいただきます。 ※6 1kmに満たない場合は、四捨五入となります。

*キャンセル料

訪問の中止、変更等のご連絡はなるべく前日までにお願いします。
 訪問当日の午前9時までにご連絡が無い場合は、利用料の全額負担をしていただく事がありますのでご注意ください。

*休日加算

休日・祝日に訪問した場合、訪問1回につき 2,000円 の加算があります。

*その他の料金

保険適用外の材料費等については、実費負担となります。
 利用料等の受領証明書は、1通につき 550円 です。
 主治医が発行する訪問看護指示書は医療機関でのお支払いになります。

項目	1割負担	2割負担	3割負担	備考
訪問看護指示料（1～6ヶ月有効） 3,000円	300円	600円	900円	主治医にお支払い下さい

*有償サービス

医療保険で対応できない訪問看護については、自由契約での利用料となります。

項目	利用料	備考
通常の訪問看護サービス以外	4,000円	30分毎
※ 医療保険を使わない、使えない場合。（外出同行サービス等）		
時間外加算	2,000円	1回
亡くなられた後の処置	8,000円	

※ 状況によりお受けできない場合がありますので、ご確認ください。